

平成25年度第3回年金業務監視委員会

平成25年9月10日

【郷原委員長】 若干定刻前ですが、おそろいようですので、今年度第3回の年金業務監視委員会を始めたいと思います。

今日予定しております議題は、前々回、今年の第1回委員会において、機構から御説明を受けました時効特例給付をめぐる問題の、その後の経過を議題にしたいと考えております。

この中身は大きく分けて2つございます。1つは、前回の6月の委員会でもこの時効特例給付の問題について調査委員会の報告書が公表されたことを受けて、その後行われている日本年金機構そして厚生労働省の対応状況について、報告を受けたところですが、その後対応がどうなっているのかということ、日本年金機構と厚生労働省から御説明いただくということが第1点。

それからもう一点は、今回のこの時効特例給付の問題というのは、昨年11月に機構の現職職員から私宛てに情報提供がなされ、それに関していろいろ委員会で検討して、日本年金機構に、その後の対応についていろいろ要請をしたということが契機となって、時効特例給付に関する問題、不統一な対応が行われているという問題が明らかになったものです。この問題に関して、調査委員会の報告書の公表後も、この現職職員から何回か委員長に私宛てに問題の指摘を内容とする文書が送付されておまして、この対応について、私がどのように考えてきたかということ、各委員の御意見も伺うということも、併せて本日の議題としたいと考えております。

それではまず、時効特例給付の問題のその後の対応状況について、日本年金機構と厚生労働省から、御説明をお願いします。

【松田理事】 それでは1点目のその後の対応状況ということで説明したいと思います。私、担当理事をしております松田でございます。

それではお手元に「時効特例給付に関する業務不統一への対応について」と題した資料があるかと思いますが、これを御覧いただきたいと思っております。

対応については、不統一ケースの是正と、こうした不統一が生じないような再発防止の取組ということで大きく2つですけれども、まず不統一ケースの是正の関係であります。

その前に、ちょっと参考資料1を御覧いただきたいと思います。若干復習になりますけれども、4月のこの委員会に調査委員会の調査結果を報告したところであります。調査結果においては、調査委員会が調査対象にした10ケースのうち4ケース、細かくは説明しませんが、ここにあるようなケースについては不統一が認められたところがございます。これについては最終的に、お支払い対象者を確認の上、順次追加の支払いを行うということにしていたわけでありまして、

それから6ケースについては、業務の不統一については明らかになっておりませんが、不統一の可能性が認められるという調査結果でございます。これについては点検、検証作業が必要であるということで、今後の対応をそういう位置付けにしていたところがございます。

以上の10ケース以外については具体的なケースは特定できませんけれども、これについての検証を今後行うという取扱いにしていたところがございます。

元の資料に戻っていただきまして、まず不統一ケースの是正でありますけれども、4ケースについては不統一の結果、未払いがあるということで、これは追加のお支払いをする必要があるということであります。ここに書いてありますとおり、調査結果では1,311件の方に追加支給が必要であるということでございましたけれども、最終的に追加支給が必要な方は1,155件ということで確定しております。これは昨年の10月まで、時効特例給付の処理件数でいいますと310万件ベースで、調査委員会の調査結果では1,311件追加支給が必要であるとされていたものでございますが、この1,155件が最終的に確定しておりまして、事前におわびとお知らせの文書を送付した上で、7月以降順次支払いを行っております。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。今申し上げました内容が表で書いてありまして、最終的なこの4ケースについての追加支給ですけれども、1,155件ということで、調査委員会の報告1,311件と若干差があります。ここにこれは※印に書いてありますが、調査委員会の調査時点では、点検の途中であったということもございまして、追加支給が生じない、いわゆるゼロ円といったケースとか、該当ケースを二重に計上していたということがありまして、精査した結果、最終的に1,155件となり、追加支給の総額は約8.5億円という状況になってございます。

7月以降、順次支払いをしてきておりまして、9月は13日に支払いをいたしますけれども、追加支給は9月までで1,103件行ったということでございます。この確定数字、1,155件との差し引きであります52件につきましては、2段目の表の右のほうに「支払先等照会」

と書いてありますけれども、これは受給者本人の方が亡くなられているケースもございまして、この場合には遺族の方に支払先の確認をする必要があります、確認ができ次第、順次支払いをしていく形になってございます。

参考資料2に、ケースごとの追加支給の件数を書いてございますので、これは後ほど御確認いただければと思います。

表の下の参考に書いてありますけれども、時効特例専用ダイヤル、この問題は4月16日に公表しておりますけれども、それ以降時効特例専用ダイヤルを設けまして、照会対応の取組を進めておりまして、ここに件数を書いてございます。特に我々が想定していた以上に照会が多くあったという状況ではありません、割と落ち着いた状況で、ここに内訳が書いてありますとおり照会があったということであります。

次に(2)に書いてあるものでございますが、先ほども申し上げましたけれども、調査委員会で追加支給が必要としていた1,311件ですけれども、これは昨年10月までの処理分についての数字でございまして、11月以降今年の5月までの分についても、4ケースについては不統一の可能性があると思いますので、点検をしております。9月6日時点で追加支給が必要な対象件数は9件となっております。これはまだ9月6日時点の数字でありまして、最終的には20日の時点で確定をするものでございます。

昨年11月から今年の5月までの時効特例給付の全処理件数は、注書きにありますけれども、約39万件ありまして、これを点検した結果、9件の追加支給が必要ではないかという数字になっているということです。

11月以降の処理を点検したものにつきましては、10月以降、これも同じように事前におわびとお知らせの文書を送付した上で、追加支給をすることにしてございます。

次に3ページにまいります。今まで説明しましたのは追加支給が必要となってまいります4ケースですけれども、それ以外のケースについての点検、検証でございます。これは4月に報告した時点で、全件を対象に検証を行うということで申し上げておりましたけれども、不統一があるかないかの検証を進めるということで、取組を進めております。

まず検証、点検の考え方を書いております。6ケースにつきましては、先ほども触れましたが調査委員会の報告の中では、不統一ケースは判明しておりませんが、可能性は否定できないのではないかという結果になっておりました。これにつきましては年内、12月までに検証を行うことを考えておりまして、不支給分、これは全件349万件が対象になりますが、そのうち約22万件が不支給分でありまして、これは全件点検をする形にしております。

支給分につきましてはサンプルでの点検を考えておりました、法は平成19年に施行されておりますけれども、19年から24年の各年の10月、11月、12月の3月分を点検するという事で考えておまして、全体の処理件数の約4分の1を点検対象として、検証作業をすることを考えております。

それから追加支給が必要な4ケース、今申しあげました6ケース以外、10ケース以外のものでもありますけれども、これは不統一が生じ得るケースが特定されていないものであります。これについての検証であります、まず通常、時効特例の業務処理を行っていますが、この中で不統一になるようなケースがあるかどうかをまず点検するということを考えております。

それから、今具体的にケースとして特定できるものが、ここに書いてあります偽名のケースと、問題提起関連3ケースであります。この偽名ケースというのは、偽名で届け出をしていた被保険者期間と、本名の被保険者期間があって、これを統合して、記録訂正に該当するとして時効特例給付を出すかどうかという問題であります。これは、一度不支給にしていたケースがございまして、その後、審査会の決定でこれは支給すべきではないかというような判断がなされております。このため、これはそういった不統一があり得る可能性がある、点検対象にするということで考えたものであります。

それから問題提起関連3ケースというのは、注2に書いてありますが、職員が問題提起した事例は13事例に整理しておまして、調査委員会の調査対象になったのは10ケースであります、10ケース以外の3ケースについても、念のために不統一がないかどうかを点検する必要があるということでこのケースを取り上げて、これは年内までに点検を行うという方針で考えております。

それから最後の○でありますけれども、10ケース以外については、平成22年10月から12月までの処理全件を対象にしまして、年度内、来年の3月までに点検することを考えています。なぜ平成22年のこの3か月をとったかといいますと、調査委員会の調査結果でもありましたけれども、4ケースの不統一ケースがこの平成22年度が一番多かった。したがって、平成22年のこの3か月をとって、点検することを考えております。

4ページに、8月末段階での検証状況が書いてございます。8月末現在の状況では、不統一ケースは判明していない状況であります。6ケースの不支給分、支給分についての点検作業は一次チェック、二次チェックと別の者がチェックをしておりますけれども、進捗はここに書いてあるとおりでありまして、現在のところ不統一ケースは判明していないと

いう状況になっております。

それから10ケース以外について、まず通常の業務処理の中で不統一ケースがあるかどうか、こういったものが不統一が生じ得るかということ点を点検しておりますけれども、現時点で不統一ケースに該当するようなものは判明していない状況になっています。

それから偽名ケースにつきましては、点検した結果、2件該当ケースがありました。しかしながらこの2件につきましては、既に一度不支給決定をしたものをその後支給決定に変更しておりますので、対応済みということでもありますので、不統一という形での判明にはなっていないということでもあります。

それから職員が問題提起した関連の3ケースでありますけれども、これについても現時点で不統一ケースは判明していない状況になっております。

それから、参考の部分で機械処理について言及してありますけれども、時効特例給付については全て手作業ではなくて、数でいいますと約半分ぐらいは機械処理をしています。この機械処理というのは、具体的にはここに書いてありますが、時効消滅額の算出、これは記録訂正前と記録訂正後の額を算出して、時効消滅額を計算する仕組み、こういった機能を持っております。そこで問題がなければシステムで支払いができるような機能も持っているシステムでありますけれども、基本的にシステムで支払いをするというのは、かなり簡単なケースということで、逆に言いますと複雑なケースは全てエラー表示が出て、あとは手作業処理に回るということになっております。もともとの額の計算に間違いがないということと、そもそもシステムでの処理でありますから、不統一は生じないということで、問題はないことを確認しているところであります。

続きまして5ページ以下、再発防止の各種の取組の関係であります。4月16日の監視委員会の場で、事項を整理しまして報告申し上げましたけれども、それに対応する形で、現在の状況について説明をしたいと思っております。

まず(1)処理基準の整備・明確化。調査結果では処理基準が文書で整備されていないという状況にありました。現在まだ完成はしておりませんが、10月に整備をすべく、今、年金局と機構の担当部で整理を進めているところであります。ちょっと時間がかかっておりますけれども、これは具体的な事例も盛り込んだ形で整理しようと思っておりますので、事例の整理等で時間がかかっている面がございます。

それから②の事項でありますけれども、時効特例給付の支払い手続用紙、いわゆる601号様式の関係であります。これは時効特例法施行前の記録訂正に伴って、時効特例給付を

請求する場合にはこの601様式を提出する必要がありますが、時効特例法施行後の記録訂正に伴う給付の請求とあわせて、施行前の記録訂正に基づく給付の請求を行う場合には、この601号様式の提出を省略していたわけであります。これにつきましては、受給者の利便も考えて、様式の見直しをしております、これは10月から実施をするということで、今、年金局と調整をしている状況でございます。

それから（2）処理基準の周知徹底につきましては、情報共有の方法についてルール化を図るということを課題にしておりましたけれども、これは、きちんと専用の共有フォルダを設定して、情報共有する仕組みにしております。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。②処理基準の周知を図るための研修等でありますけれども、これについてもルール変更等あれば勉強会なり研修を随時するということと、年4回勉強会を定期的にやるということも位置付けて、取組をすることになっているところでございます。

それから③年金事務所への情報提供であります。時効特例給付の処理自体は、本部で行っているものであります。そういう意味で年金事務所が直接処理をするわけではございませんけれども、この時効特例給付にかかわる問題ということで10ケース、それから13事例についての疑義照会について、ここに書いてありますような形で情報提供をしているところでございます。

それから（3）法解釈、運用について疑義があった場合の取扱いであります。機構からきちんと文書で疑義照会していなかったのではないかとということ、それから年金局での回答までに時間がかかったということがありましたので、まず機構では、機構で定めております要領に基づいて文書でやることを、今、徹底しております。年金局でも、2週間以内で基本的には回答することで、取組をいただいているところでございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。（4）審査体制の改善の関係であります。

まず①は疑義があった場合に上位者と協議をするということでありまして、これも今、周知徹底を図っております。

②は担当部長等の問題事例等、問題把握ということ。従来は件数処理の進捗管理を中心に会議等をやっております、問題把握が十分に管理職においてできていなかったということでありますけれども、これにつきましては、月1回定例会議の中で、問題がないかどうかを確認するようにしているところでございます。

それから③であります。実際に処理をするチーム、これは7、8人の職員をチームと

して編成しているところでありまして、チームが固定するのもあまりよろしくないということでありまして、人事異動を契機にしてチーム編成をするということ、これまでも4月、6月にチーム編成の見直しをしてきているところでございます。

④は処理したものについて事後点検をするということでありまして、これは4月以降に処理した案件につきまして、抽出率は約1%程度でありますけれども、上位者による事後点検を行ってきているところでございます。特に今のところ問題があるような事例は出ていない状況にあります。

⑤であります、機構の監査部においても問題がないか確認を行うということでありまして、これは本年度下期に監査を行う予定にしているところでございます。

続きまして8ページを御覧いただきたいと思っております。

(5) 年金局の指導、監督の問題でございますけれども、①進捗管理のみならず問題がないかどうかをきちんと、局としても把握するというところで、年金局においても四半期ごとに、先ほど申し上げましたような事項について報告を受けて、指導監督をするということを取組をいただいているところでございます。

②は、今回の時効特例給付の業務不統一の関係について、不統一ケースの是正なり再発防止の取組のフォローアップをきちんとするというところであります。これは、まず年金機構では、機構内部の委員会でありまして、理事長を委員長にした検証委員会というものを設けて、ほぼ毎月1回開催しておりますが、進捗なり対応状況に問題がないかを確認しながら、取組を進めている状況でございます。年金局でも、この検証委員会の開催に合わせて、状況把握をしながら対応いただいているところでございます。

(6) コンプライアンス対応の関係であります。問題としましては、法令違反通報制度等の適切な管理、運用ということとともに、職員からの問題提起をきちんと受けとめるような意識を持っているかどうかということですが、まず対応状況は、8月に理事長と本部の全部長の意見交換を設けておりますけれども、こういった場を通じまして、意識啓発なりをしているところでございます。それから風通しのよい職場環境、コミュニケーションの活性化等について、取組を行っているところでございます。

最後になりますけれども9ページ、(7) 機構及び年金局の責任の明確化の関係であります。

まず機構であります、お手元に機構のプレスリリースが配付されているかと思っておりますけれども、本日付で役員、管理監督者の制裁等を公表したところでございます。内容につ

いてはこのプレスリリースを御覧いただければと思います。

続きまして、厚生労働省の対応でありますけれども、これは厚生労働省から説明をお願いいたします。

【土屋大臣官房監察室長】 それでは最後の②につきまして、厚生労働省から御説明申し上げます。厚生労働省の大臣官房監察室長の土屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

②報告書の御指摘、特に厚生労働省に向けての御指摘であった部分、今回の業務にしまして、現場で生じ得る混乱を予見する余地があったと考えられるにもかかわらず、問題の有無を問いかけ、あるいは指導、助言を行うなどの対応を行わなかったのではないかと、あるいは疑義照会への対応に不備があったのではないかとという御指摘をいただいておりますので、これに関して、機構と年金局の間の業務分担、連携の在り方等を調査確認して、業務実施上の改善点を検討し、必要な処分を行うということでございます。

これに関しましては、これらの問題を検証、検討するために、4月26日に厚生労働省の監察本部を開催いたしまして、そこでこの問題を扱うための、榊屋副大臣を主査といたしまして、外部の委員も3人お入りいただいております時効特例給付の事務処理検証ワーキングチームを設置いたしまして、まず書面による調査を行って問題点を整理し、それを踏まえて監察本部に報告をする、こういう段取りで進めております。現在、書面による調査の集約にちょっと手間取っております、ようやくその集約ができてきた状況でございます。これを踏まえて報告の作成に着手していく、こういう段階でございます。

この報告に沿って、業務実施上の改善を行う、あるいは必要な処分等を行うということ、厚生労働省として実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

それではただいまの御説明について、御質問、御意見があればお願いいたします。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。

2ページの時効特例専用ダイヤルについてお尋ねします。前回の委員会のときに、内容が非常に複雑なので、専門の方を電話の担当として置く、もしその場で答えられなければ、後日かけ直すような処理をするというお話を伺ったように思うのですけれども、このかかってきた電話、そんなに混乱しなかったそうですけれども、複雑な案件というのはあったのでしょうか。

【松田理事】 対応については、複雑というか、要するに個人の具体的なケースの問い合わせになりますので、そうすると端末をたたきながら確認をするという作業が必要であります。したがって、一度受けてもその場で電話で回答できないので、一応確認して折り返しの電話をする、あるいは事務所で受けとめても、処理をしている本部でそれを確認して返すという形にしておりまして、件数はそれほどありませんけれども、折り返し電話で、複雑というか確認が必要なものがあつたというふうに御理解いただければよいかと思えます。ちょっと、複雑という意味をどうとらえるかはありますけれども。

【吉山委員】 では、納得いただけるように回答ができたということですか。

【松田理事】 そうですね。特にクレームがあつて、これはどうなんだとか、そういうことは私も聞いていませんので、そういう意味ではそう混乱もなく、きちんと我々も対応した中で、御納得いただいているのではないかと考えております。

【吉山委員】 はい、ありがとうございます。

【村岡委員】 素朴な疑問なのですが、未払いはいいのですけれど、過払いはなかったということよろしいんですか。

【松田理事】 はい。過払いも含めて、不支給分、支給分、検証の対象にしております。それで今のところ判明していないという状況にあります。

【郷原委員長】 ちょっと私からも1点。資料の8ページのコンプライアンス対応のことなんですが、4月16日の委員会の場合でも私から申し上げたんですが、今回の案件というのは外形上明らかに法令に違反しているとか、規則に違反しているということがあつたわけではないんですけれども、やはり問題意識を持った職員がいて、それにしっかり向き合っていれば、不統一、不公平という問題にもう少し早く気付けたのではないかとこのころが、広い意味のコンプライアンスの観点から最大の問題なのではないかということ指摘したと思うのですが、このコンプライアンス対応についての改善という面で、そういう観点から職員の問題意識をしっかり受けとめるということに関して、具体的にどのような対応が行われているのかについて、もう少し詳しく教えていただけますか。

【薄井副理事長】 8ページのところにございますように、これは地道なことをやっていかなければいけないというのがベースだろうと思っています。ただ、それだけではなくて、実はコンプライアンス問題については、副理事長が理事長の命を受けて担当するというようにしてございましたけれども、職員あるいは外部からもいろいろな訴えがありますので、そのようなものについては理事長と私と2人でよく見て、これは機構にとって大きな

問題かどうかという判断をして、担当者に指示をして動かしていくということに、7月からいたしてございます。

それから今回の発端でありました「理事長への声」につきましても、今までももちろん理事長まで上げて、理事長のところまで相談をして返しておりましたが、これについても、理事長のところまで議論した上でいわゆる声を上げた御本人に返すときに、理事長の名前で返す、理事長のサイン付で返す、こういうふうに変えてございます。

これは2つの典型的なことでございますけれども、機構業務全般にわたって、先ほど委員長がおっしゃったような観点に立って、取組をさらに強化していかなければいけないと思っております。

【郷原委員長】 よろしいですか。

それではほかにはないようですので、もう一つの議題であります。先ほどもお話ししましたように、今回の時効特例給付の問題の、一つの発端となりました機構の現職職員から、4月16日の委員会においても、当委員会側、私宛てに3回、書面による指摘と資料の送付がありました。この内容については、膨大な資料も添付されているのですが、要は何を言われているかということ、もともとこの現職職員が当初の情報提供の際から、機構内部で一貫して主張してきた時効特例法に関する解釈、本来このように解釈して、その解釈に従って支給されるべきだということ、この解釈が調査委員会の報告書において採用されていない、検討もされていないということに対する不満、批判。これが一点。

それから、この調査委員会の報告書の総括において、本件コンプライアンス対応の調査の結果として、機構の対応が特段不当ないし不適切として指摘すべき事実、事項は認められないとされている、これが納得できないと。ここには重大な問題があるという指摘。大部分はこの2つでした。

そしてそれ以外に、当初の情報提供の時点で述べていなかった具体的な機構の運用上の問題というのは、1つだけでありました。

そこで、まずこの第1点なんですが、この時効特例法の解釈問題について、確かにこの現職職員は、今の機構の運用で前提としている解釈が間違っているということ、ずっと強く、その段階から言っておりました。そしてそれを前提にして重大な問題があるということ、当初、昨年11月に年金業務監視委員会の委員長の私宛てに情報を提供してきたわけです。そして、その問題については12月に、年金業務監視委員会を開催したのとは別個に非公式の委員会の会合を開いて、こういう指摘が行われているということについて機

構からも、厚生労働省年金局からも調査結果と見解をお伺いしたところです。

確かに時効特例法の解釈問題はかなり微妙で難しい面があって、機構の解釈が間違っているのではないと、それ自体は正しいということを厚生労働省からも言われたんですが、それではこの現職職員の解釈が間違っているのかということ、これもなかなか簡単にそうは言えないというふうなお答えもあって、この時点ではまだはっきりしていなかった。ということは、そこをもうちょっと、解釈を厚生労働省で詰めていただかなければいけないのではないかとということと、そのように解釈上非常に微妙な問題があるということであれば、機構の業務に不統一、不公平が生じている可能性があるのではないかと指摘をいたしました。その段階では、そういうことは基本的にはないのだというお答えだったんですが、その可能性は否定できないということ、その点については委員会の各委員もおおむね同じような見解だったと思います。

このような我々の認識、見解に基づいて、この問題について不公平、不統一が生じていないかというところを徹底して調べていただきたいということを、機構側に申し上げたわけです。そしてそういう我々の要請を受けて、年が明けて1月早々に外部者中心の調査委員会が立ち上げられた、そういう経緯だったと思います。

最終的にこの解釈問題については、調査委員会の調査の過程で、年金局から3月になって解釈が示されて、それを前提にして調査委員会の報告書が取りまとめられました。この時効特例法の解釈問題というのは法解釈の問題ですので、基本的に年金業務、そしてその運用について監視を行う立場の我々、年金業務監視委員会として関わるべき問題ではないと考えております。ですから、この点について機構の現職職員がずっと一貫して言っている自分の解釈が正しい、機構の解釈そして最終的に3月に出された厚生労働省の見解が誤っているという見解について、我々として検討して判断すべき立場ではないというのが私の考え方です。

それからもう一点、この機構の対応について、調査委員会の総括においては、特段不当ないし不適切として指摘すべき事実、事項は認められないとされている点なのですが、これは機構の規定上、今回の対応に特段問題はないということ、調査委員会の報告書で結論付けているだけだと思います。そして私は、先ほども申しましたように4月16日の委員会の場で、規定上問題がなくても、現にこのような不統一、不公平という事実が生じているのに、それに対して迅速に、適切に対応できなかったというのは、社会の要請に応えるという意味の、正に年金機構のコンプライアンス上、重大な問題があると言わざるを得な

いということ、4月16日にも明確に述べたつもりですし、そういった観点からも、その後の年金機構の対応が行われているものと思います。先ほども副理事長からお答えいただいたとおりです。ということで、このコンプライアンス上の問題が、年金業務監視委員会から指摘されていないという批判は、私は全く当たらないと考えております。

それから、1点だけ機構の運用上の問題について指摘があったんですが、この点について事務室を通して機構、厚生労働省年金局のほうに確認してみましたところ、これは全く問題ないということが確認できました。

ということで、4月16日の委員会後のこの現職職員からの指摘については、我々年金業務監視委員会でこれを取り上げ、検討すべきものではないと考えておりました。内容については事務室で整理し、その都度、法的な問題なども含んでおりますので、年金局、機構にも参考送付しておりますが、年金業務監視委員会として調査、審議の対象とする必要はないというふうに判断してまいりました。

しかし、その後、どうもこの機構の現職職員が言っていることと報道に関連して、あたかもまだ重大な問題が残っているのに、年金業務監視委員会でそれを全く取り上げないで、何か隠蔽に加担しているというような誤解を受けかねないという懸念もありまして、こういう状況を考えますと、私は委員長として、この問題について調査、審議の対象にする必要はないものと判断しておりますが、改めて各委員に御意見を伺った上で、対応について判断をしたいと思った次第です。

一体どのような考え方で、どのような指摘をしているのかということについてはこれまでも、この調査委員会の報告に至るまでの経緯で、ある程度お目にも触れていると思えますけれども、ちょっと簡単に、年金局から御説明いただきたいと思えます。それから1点の運用上の問題についても、どのような問題であるのかを御説明ください。

【大西事業管理課長】 年金局事業管理課長でございます。今、委員長からお話ございました点、御説明を申し上げます。

まず時効特例法の解釈に関する当該職員の問題指摘でございますけれども、そもそも御本人から問題提起がありました13事例、これにつきましては、私どもで疑義解釈という形で年金機構に3月にお示しをし、4月の前々回の業務監視委員会ではそのうち10ケースについては具体的な資料の形で、個別のケースでこれはこう、これはこうという形で、資料として公表させていただいているところでございます。まだ職員から問題提起されていることについては、時効特例法の解釈につきまして、記録訂正の有無、これで判断をすべき

であって、本人や行政側の責任というようなものを考慮すべきでないのに、機構では時効特例法の支給判断に当たって、その帰責性を考慮するような取扱いが行われているといったことを、機構の当該職員の方から御指摘いただいています、そのような観点から、委員長にも申出がなされているというふうに理解しております。

私どもといたしましては、時効特例給付の支給に当たりまして、時効特例法の趣旨も踏まえますと、基本的には記録訂正の有無で判断をするということをございまして、その記録訂正の背後にある請求者や行政側の責任というものは考慮しないということと考えておりまして、こういう考え方に沿って今も、先ほどの資料で御説明申し上げましたが、その検証作業というものを進めているところでございます。

以上が、時効特例法の解釈の関係でございます。

それから、委員長からお話がありました過去の情報提供に含まれていない、新たな運用上の問題ということですが、これにつきましては、時効特例給付とは全然別の事案ということになります。具体的には、年金の過払いがあった場合に受給者の方が既に亡くなっていたというケース。こういう場合には、かつての機構での業務処理では、亡くなった受給者を名宛人として、一旦裁定の取消処分を行いまして、その上で返還請求を行うということでありましたが、社会保険審査会の裁決などで、亡くなった方に対して裁定の取り消し処分を行うというのはおかしいという御指摘がありまして、今般その事務処理は変更いたしまして、亡くなった方に対する裁定取消処分は行わずに、相続人等にお知らせをいたしまして、亡くなった方に払い過ぎた分の返還をお願いするという形で、運用を少し変更させていただいております。この事案について、職員の方からは、一身専属の受給権に基づく返納債務を相続させて、相続とは関係がない未支給年金の請求者から徴収していた誤りを、正当化しようとしているという指摘がありました。これにつきましては、その職員の問題提起の背景には、過払いの返還債務は受給者の一身専属のものであるという理解があるということですがけれども、年金法の受給権の一身専属に関する規定について、その職員の方が言っているのは独自の見解であって、私どもとしましては、返還請求できるという運用で正しいのではないかと考えてございます。

以上、2点でございます。

【郷原委員長】 それでは、この問題について委員の御意見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【高山委員長代理】 私は法律の専門家ではありません。ただ、そもそもの発端は、時

効特例法の規定そのものが曖昧で、いろいろな解釈の余地を残していたということでした。統一的な処理をするためには、その解釈の仕方をどこかで決めなければいけない。それを厚生労働省でなされた。それに従って統一的な処理が行われれば、特段の不公平はない。やむを得ない選択であったと、個人的には思います。そのような流れで、今、いろいろなことがさらに引き続き議論されているというふうに理解しました。

以上です。

【郷原委員長】 今、高山委員が指摘された点というのは、調査委員会の報告書の中にも書かれているんですね。年金局においても今回の時効特例法についての見解が出されるまでに相当な期間がかかっているということも、そもそもこの時効特例法が定めている、時効特例給付の要件の解釈は容易ではないことを示しているということが書かれていますし、この時効特例法の成立の過程がかなり特異であったということも、平成19年6月30日に成立して間もなくの、7月6日に公布施行されているということで、いろいろな運用の適正化に向けての準備が十分にできなかった、解釈の面でも難しい問題が残ったという可能性が指摘されていますし、これは、それまでのほかの法律と比べても明らかに特異だということが書かれています。

ですからこういう問題があるということは、もう既に当然前提になって、しかしやはり何らかの形で、解釈は今後の運用において統一しないといけないということで、今回厚生労働省の見解が示されたものと、私も考えております。

そういう意味で、現職職員の側で言われることが全くあり得ない解釈だということではないとしても、少なくとも今の年金業務のあり方として、厚生労働省の見解を前提にして対応していくということが問題であるとは、私も思っておりません。いかがでしょうか。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。

今、委員長がおっしゃったように、時効特例法の成立自体がかなり緊急事態で、大至急作ったものであって、そして実際の事例を想定し切れないうまま動き出してしまったということで、解釈の違いというのはおのずと出てくるものだと感じております。

年金局の方がおっしゃることも、この機構職員の方がおっしゃることも、解釈としては一理あるので、どちらが正しくて、どちらが間違いだとは言いきれないとは感じております。ただ、先ほど、今後の対策として書面で作って統一していくというお話をしているので、今まで出てきた事例をもとに、判断がぶれないような対処をしていただきたいと思っております。

すみません、1つだけ。私の理解不足なのかもしれないですけど、亡くなった方への年金の話を先ほど少ししていらしたと思うんですが、亡くなった方への過払い年金が見つかるわけですね。それは遺族の方に連絡した上で、戻してもらっているという処理をずっとしていらしたのでしょうか。

【大西事業管理課長】 はい、これまでもしておりました。

【吉山委員】 そうすると、例えば亡くなった方には未支給年金がありますよね、その支給対象遺族から返してもらっているとか、そういうことでしょうか。

【大西事業管理課長】 はい、未支給の方がいらっしゃればそういう処理もごさいます。それはケース・バイ・ケースということになります。

【吉山委員】 では未支給年金をもらう権利のある遺族の方がいらっしゃらないという場合だったら、過払いはそのまま放置していくということでしょうか。

【大西事業管理課長】 いえ、放置はしません。未支給年金以外の相続人の方がいらっしゃれば、そういう方に過払い分の返還をお願いすると。そこは実態を追いかけていきます。

【吉山委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【村岡委員】 まずこの監視委員会の立場ということについては、委員長の御提案のとおりで私はよいと思うんですけども、気になるのはそれとは別に、今回結局、機構の中の問題と年金の支払いというのは、ちょっと言葉が悪いんですけどどうもインチキ臭いのではないかというような感想を一般の人が持ったとすれば、それに対して分かりやすく説明をするというのは、これは年金機構ないし厚生労働省の責任だと思うんですね。そのとき、難しいことをあれこれおっしゃっても分からないので、それは是非分かりやすい言葉で、きちんと説明していただかないと、書かれた記事が、正しい、正しくないは別にして、素直に読んで要するにインチキやっているのねという素朴な印象を持たれてしまうと、これからの業務もまたいろいろ難しくなると思うので、その辺は是非分かりやすく、きちんと説明していただく、それはもうそちらに座っていらっしゃる皆さんの責任だと、これは是非よろしくお願ひしたいと思います。

何回も申し上げるのですが、出てくる文章が難しいんですね、普通の人には。私が読んでも難しいんですけど。ですからそれは、是非よろしくお願ひしたいと思います。

【草野委員】 大変な時期に特例法ができて、そしてその解釈をめぐって、ただ何かいろいろと今回の報告書などを聞いていると、一職員の方の情報提供によって結果的に法解

積が統一されるという形で運用されることになって、これまでの期間にもきつと、多分現場の職員のみならず、これはおかしいのではないかと感じられていた方たちが大勢いらっしやるような気がするんですよ。結果的に何千件というケースが発覚したわけですから。時間がたてばたつほど問題も大きくなってしまいますし、結局は、結論というか見解というか、解釈を先延ばしにさせていただきただけの問題であって、多分そういうものももしあるとしたら、もっと早い段階でその芽を摘むというか、問題をあぶり出せるような体制というのが、果たしてこの報告書を読む限りできるのかなという、素朴な国民としての疑問がございます。そのあたり、是非不統一、そして不公平がないようにやっていただきたいという願いも込めて、もっと早く問題を察知し、あぶり出すということに力を注いでいただきたいというお願いです。

【松田理事】 今の御指摘ですけれども、通常いろいろ疑義があって問題があるという事例については、疑義照会という形で、当然機構内部でも担当の解釈するところがありますし、必要であれば厚生労働省にも照会をするということをやっていますので、通常はそういうことで、確におっしゃるように今回以外にもこの時効特例給付をめぐる、制度ができて以降いろいろ疑義があったのは事実だと思います。そのそれぞれについては、今申しあげましたような疑義照会をその時々によりながら、整理はしてきているということにつきましては、御理解いただきたいと思います。それがまだ内在しているのではないかということは、それが十分できていたかどうかというのがまさに問題点の指摘だったと思っております、疑義があれば当然上位者と相談をしながら処理をしていくというのも、徹底できていなかった面はあるのですけれども、そういうことも通常の業務処理をする中でやっていたということでもありますから、今回の事案がまだまだ内在しているということではないということは、御理解いただきたいと思います。今回の職員の問題提起を受けて、かなりレアなケースなのですけれども、具体的には13事例、調査委員会の調査対象では10ケースということでもありますけれども、これについては、少しその辺が十分でないところがあったというふうに御理解いただければと思います。

ですから通常の中では疑義照会、これもきちんと文書でやっていなかったとかいう問題はあるのかもしれませんが、担当室内での協議なり、相談ということは当然やっているということは御理解いただければと思います。これからも徹底をしていきたいと思っております。

【岸村委員】 年金の解釈について、私も現場にいたのが30年以上前なのですけれども、

附則4条ですね、いわゆる特例納付の時代から数年間、窓口にいたのですが、いろいろな方が見えまして、やはり解釈というのは窓口でも一々迷うのが普通で、それを当時の社会保険事務所に問い合わせしながら解決をして、ただそれも、聞き方とかもしくは聞く相手の方、もしくはこちら側の知識の蓄積の違いによって、答えが変わってくるのですね。変わってくるということがある意味不統一なんですけど、当時はそうはいつでもアナログの時代ですから、ある意味1対1の解決をするということでありました。その目の前のお客さんをどのように解決するかということで、よい、悪いは別にして、1件を解決してきた時代が結構ありました。ところが今は全てオンラインですから、1つのケースを解釈すれば、その類似ケースはどうなのだという事は必ずついて回るといっていい時代に、もう恐らくなくなっていますし、とりあえずこの委員会の発足するきっかけになったのは、いわゆる宙に浮いた年金問題、これも全てコンピューターでどう管理されているか、それをどのように解釈するかということで、そういう意味では、1件の解釈は全体解釈の中に位置するという認識といたしますか、この辺が今回の、いわゆる1人の情報提供者の方の御意見をどのように、どのタイミングで扱うかという判断を、若干遅らせたといいますか、委員会からすれば若干入り口を間違ってしまったのではないかと。私なども行政にいる人間ですから、違う事例で同じようなことを連想する場面が多々ありますが、それを心しながら次の事案に当たっていきたく思いますし、年金は国民に等しく適応する制度ですから、より一層、一つの事例の解釈というのは全体解釈の中で必ず連動しているという認識は持ち続けていただきたいと、希望としては思います。

以上です。

【郷原委員長】 先ほど申し上げたこの現職職員からのその後の問題提起の取扱いについては、おおむね御了解いただけたということでしょうか。

そもそも今回のこういう問題、その現職職員の方の情報提供がなければ、我々も全く知り得ない問題でしたし、そういう意味で情報を監視委員会に持ってこられたことの意味は非常にあったと思います。その訴えてこられた中身の中で、我々として非常に問題ではないかと思えた不統一、不公平の問題ですね、これは現職職員の方も解釈問題とあわせて、その不公平、不統一のことも言われていました。その点を特にしっかり調査をして、そういう問題が生じていないかどうかを明らかにするように、我々からお願いをした。そのとき、我々も調査をする立場でもありますから、独自に調査をするということも考えられなくはありませんでしたが、何と言っても非常に専門性の高い問題であるだけに、その調査

というのは容易ではないと思いました。

そういう意味で、今回のような内部で外部者中心の委員会を設置して調査をするというやり方というのは、私は結果的にも非常に適切なやり方だったのではないかと考えています。この年金問題というのは国民にも非常に大きな関心を持たれている問題であるだけに、厚生労働省年金局、年金機構で日ごろから十分に、適正に業務が行われていると思いますけれど、重ねて総務省に、その業務を監視するための委員会が設けられている。そのような当委員会設置の趣旨を踏まえた対応をしていきたいと思っておりますし、年金機構の現職職員の方の指摘、情報提供は我々としても受けとめるべきものはしっかり受けとめていきたいと思っておりますけれども、やはりそこには適切な役割分担というものもあって、今後の対応としては今日、最初の時間で御説明いただいたような、今の機構と年金局の対応が適切に行われていることを、我々として受けとめていく、評価をしていくということが最も重要なことではないかと考えております。

ということで、今日の2つの議題については、これで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。